

住まいに関するご相談をお受けしています

相談専用電話：06-6242-1177

住まいの一般相談（随時／窓口相談・電話相談）

住まいを借りるときや購入する際の質問、分譲マンション管理、および大阪市を中心とした公的な住宅施策などに関する質問に対して、相談員が窓口または電話で対応します。英語、中国語、韓国・朝鮮語にも対応します（外国語対応は17時まで）。

住まいの専門家相談（予約制／面接相談）（予約は1カ月前からお受けしています）。

お申し込みに際しては、相談員が一般相談で内容をうかがってから予約します。日程が変更になる場合がありますので、ご確認ください。

専門家相談日時	内容
住まいの法律	概ね毎週土曜日[10時～13時30分] 借家・借地・土地・建物・相続等に関する法律上の相談（弁護士）
住まいの資金計画	隔週土曜日[10時30分～12時] 住宅取得やローン返済、高齢期の住まいと暮らしに関する資金計画等（ファイナンシャルプランナー）
建築・リフォーム	隔週土曜日[10時～13時] 建築設計や施工上の問題・建築関係法令等（建築士）
分譲マンション（法律）	概ね月1回日曜日[13時～16時] 管理組合運営・管理規約等に関する法律上の相談（弁護士）
分譲マンション（管理一般）	概ね週1回木曜日[14時～18時] 管理組合運営・管理規約・長期修繕計画等に関する相談（マンション管理士）

●相談に関する秘密は厳守します。●係争中の案件や営利目的の相談、トラブルのあっせん・仲裁、賃貸住宅の経営に関する相談等、当センターで対応できかねるものは、他の相談機関等の情報を提供します。●専門家相談は、大阪府に在住、在勤または在学の方を対象とします。●専門分野ごとに年1回までとさせていただきます（分譲マンション（管理一般）を除く）。

連携機関による定期相談

大阪府建築士会による建築相談…毎週日曜日 13時～16時（受付は当日の12時30分～15時30分 ※12時30分に相談を受ける順番の抽選があります）
大阪府宅建協会による不動産無料相談…第1・第3月曜日（祝日・協会指定日を除く） 13時～16時（TEL 06-6943-0621 で予約受付）
近畿税理士会による税務相談…毎週土曜日（但し、2・3月を除く） 13時～16時（TEL 06-6242-1177 で予約受付）

住まい・大阪に関するセミナーやイベントを開催しています

詳しくは本誌10ページをご参照ください。

大阪市での住まい探いをサポートします

大阪市内の公的住宅のほかUR都市機構の賃貸住宅や大阪府住宅建協会の民間住宅の情報を提供しています。

住まい情報センター（住情報プラザ4F）開館情報

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4-20 4階

■開館時間 平日・土曜 9時～19時／日曜・祝日 10時～17時

■休館日 火曜日（祝日の場合は翌日）、祝日の翌日（日曜日、月曜日の場合を除く）、年末年始

10月～12月の休館日	10月7日、14日、21日、28日 11月4日、11日、18日、25日 12月2日、9日、16日、24日、29日～2015年1月3日
-------------	--

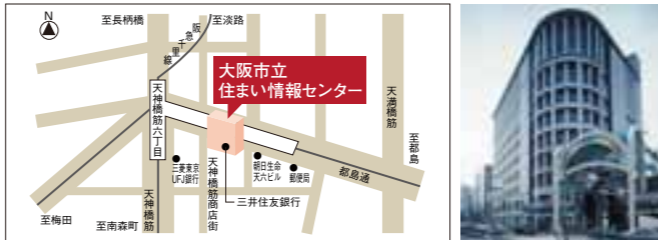
住まいのライブラリーがあります

「住まい」と「大阪」に関する図書を集めたライブラリーがあります。図書の貸し出しも行っていきます。



大阪くらしの今昔館があります

詳しくは本誌9ページをご参照ください。
※住まい情報センター（住情報プラザ4F）と開館日時が異なります。



地下鉄谷町線・堺筋線、阪急電鉄「天神橋筋六丁目」駅3号出口

以下、広告です。広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。「広告掲載」のお問い合わせは、大阪市立住まい情報センター TEL: 06-6242-1160

■新築住宅設計 ■リフォーム設計 ■オーダーキッチン・家具設計製作 ■住まいの相談



使う所に見やすく取り出しやすく収めやすく！
収納たっぷり作業しやすいオーダーキッチン



明るく風が通り
暮らしやすく・手抜きしてもきれいに
住め・忙しい主婦を助け・メンテナンスも
しやすく・などはもちろん、完成した時も
嬉しく、10年20年経っても嬉しい、
そんな「住まいづくり」を考えています

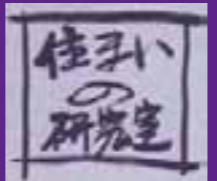
建築家は住宅を「作品」と呼び 住宅メーカーは「商品」と
不動産業者は「物件」と…それを求めるのもいいでしょう
しかしそうかな？…が住まいの研究室です

- これから住まいを考えようとして
いるが どうすればいいのか…
- このプランのままで進めていいの
だろうか…
- どこに（誰に）相談するといいいのか…
- このキッチンでいいかしら…
などなど何なりとご相談下さい

住まいの研究室

住まいキッチンを考える

HP:<http://maruminoie.jp> TEL/FAX 06-6375-9071
〒530-0014 大阪市北区鶴野町4-11朝日プラザ梅田1511



あんじゅ 2014年秋号 平成26年10月1日発行 発行・編集 大阪市立住まい情報センター指定管理者 大阪市住宅供給公社・アクテイオ・京都科学共同事業体（代表者 大阪市住宅供給公社 06-6242-1160 〒530-0041 大阪市北区天神橋6-4-20）



A N G E

“あんじゅ”は、「安心して快適な住生活をいとなむ」ための情報誌です。
また、フランス語でAngeは「天使」という意味。よりよい暮らしを運んでくれる幸せの象徴をイメージしています。

volume
60

2014年 秋号

特集 都市交通としての自転車



住むまち大阪Style
400年前の
「大坂の陣」が語る
人とまちの足跡

住まいの基礎知識

4回連載「シニアライフを予習する」
第2回 シニアライフの資金計画

大阪くらしの今昔館news

よみがえる通天閣の天井画

大阪くらしの今昔館

重要文化財「中井家関係資料」

絵図・指図の修理と収納

大阪市住まいのガイド

借りる・買う・建てる・建て替える

各種住宅施策のご案内

（今月の表紙）
大阪城天守閣 黄金の装飾が青空に映え輝いてそびえ立つ大阪のシンボル。大阪城天守閣（国の登録有形文化財）。昭和6年（1931）、当時の關市長の呼びかけで市民の寄付により再建されました。「大坂の陣400年プロジェクト」でさらなる賑わいをみせる中、往時の栄華と落城のドラマもよみがえってくるようです。

あんじゅは、春・夏・秋・冬に発行します。次号は平成27年1月1日発行です。

人と住まいを結び情報発信基地

大阪市立 住まい情報センター

特集 都市交通としての自転車

スポーツタイプの自転車で通勤したり、電動アシスト付き自転車で買い物をしたり、都心に自転車専用レーンができたり…。自転車をめぐる風景も年々変わってきました。一方で、自転車の事故や放置はなかなかなくなりません。都市の中でどう快適・安全に自転車と共存していくかを考えます。(協力:大阪市立大学大学院工学研究科 吉田長裕准教授)



都市交通の大きな担い手

自転車の魅力は、誰でも簡単に乗り、排気ガスを出さないクリーンな交通手段であること。自転車を利用すると生活圏は徒歩よりグンと広がります。長時間乗れば有酸素運動になり、健康維持にも役立ちます。

最近では、ロードバイクやクロスバイクなどスポーツタイプの自転車がブームに。これらの中には重量が10kgを切るものもあり、時速は30kmほど出ます。自家用車をもたないライフスタイルから、こうした自転車を通勤やレジャーに使う人もいます。ヘルメットや手袋、機能的なサイクルウェアを着る、体にフィットするバッグを背負うなど新しい自転車スタイルが生まれています。

大阪のような都市では公共交通と自転車で充分生活でき、効率よく移動できます。政令指定都市の中では大阪市での自転車利用率は33.7%(2010年国勢調査より)とトップで、3人に1人が自転車のみ、あるいは鉄道と組み合わせて使っています。

自転車は原則「車道」を走る

「ママチャリ」と呼ばれる日本の普通自転車は、「諸外国と比べると、やや特殊」と話すのは、大阪市立大学大学院工学研究科の吉田長裕准教授。わが国の普通自転車は、幅60cm・長さ190cmを超えない小型サイズで、速度はあまり出ません。「歩道」を「双方向」で走っているのは日本独自の風景です。諸外国では、自転車はもっと大きく、もっと早く、「車道」を走っています。

自転車は道路交通法上では「車両」なので、原則は車道を走らなくてはなりません。しかし、交通事故多発への応急措置として1970年に歩道への通行を許可して以来、狭い歩道に歩行者と自転車が混在するようになりました。

そもそもは歩行者のための空間なので、歩道を自転車が走る際には配慮がいるのですが、ルールが遵守されずマナーの悪さや事故も問題となってきました。天神橋筋商店街のように、「ここでは自転車で走らないで。押して歩いて」と、わざわざ注意を促さないといけない事態になっています。

やっと国からガイドラインが

自転車と歩行者・自動車の事故がなかなか減りません。電動アシスト付き自転車で止まろうとして、間違えて加速して事故に。歩行者とぶつかって重症を負わせ、高額賠償となった事故も。携帯電話やスマートフォンを使いながら音楽を聴きながらの運転、車道左側端を自動車と違う向きに逆走、そんな自転車は非常に危険です。隠れた事故はまだあると言われています。自転車と歩行者の事故がおきても警察に訴えるケースが少なく、自転車保険に入っている人が少ないのも背景にあります。

こうした事態に国が腰をあげ、2012年11月、警察庁・国土交通省が「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を発表しました。また、2013年12月に道路交通法が改正され、自転車を含

む軽車両が通行できる路側帯を左側に限り、左側通行が徹底されました(図1)。違反をすれば通行区分違反として「3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金」となります。やっと自転車は車道を走る、左側を走るという原則が明らかになりました。



引用:大阪市中央区役所 大阪市中央区放置自転車等対策連絡協議会「ちゅうりんマップ」

自転車の安全教育の必要性

「今さら自転車で車道を走れるだろうか」「怖くないだろうか」と思った人は多いのではないのでしょうか。

「都市部では、ほとんど自転車の安全教育がなされていないのも問題」と吉田准教授は指摘します。子どもの時に初めて自転車に乗る練習をした後は、自転車のルールやマナーを学ぶ機会はありません。中学や高校への通学に自転車を使う地方都市では、ヘルメットを被り、どう走ると安全か教えられます。大阪市内では、自転車通学を認めていない学校が多く、結果的に自転車の安全教育がおざなりになっています。ルールやマナーを知らなければ、事故や迷惑をかけるケースが増えます。

自転車を安全に利用するには5つの規則があり、それに違反すると罰則があることを覚えておきましょう(図2)。大阪市中央区が配布している「ちゅうりんマップ」(大阪市中央区放置自転車等対策連絡協議会)のように、自転車を安全利用するためのルールやマナー、駐輪場などが示された使い勝手のいい冊子もあります。



図2 違反すると罰金あり! 自転車安全利用五則

<p>1 自転車は、車道が原則、歩道は例外 ※罰則A</p>	<p>4 安全ルールを守る</p> <p>飲酒運転 ※罰則C</p> <p>二人乗り・並進の禁止 ※罰則B</p> <p>夜間はライトの点灯 ※罰則D</p> <p>交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 ※罰則A</p>
<p>2 車道は左側を通行 ※罰則A</p>	<p>5 子どもはヘルメットを着用</p> <p>罰則 A.3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金 B.2万円以下の罰金または料料 C.5年以下の懲役または100万円以下の罰金 D.5万円以下の罰金</p>
<p>3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを行く ※罰則B</p>	<p>違反! 罰金あり ※罰則:5万円以下の罰金</p> <p>自転車運転中にイヤホン・ヘッドフォンで大量の音楽を聴く</p> <p>自転車運転中の携帯電話・スマートフォンでの会話や操作</p>

引用:大阪市中央区役所 大阪市中央区放置自転車等対策連絡協議会「ちゅうりんマップ」

堺市のように自転車によるまちづくりを推進していこうという動きもあります。

まずは走る時のルールを守ること。自動車のシートベルトが普及したように、自転車のヘルメットを当たり前にしていくこと。安全・快適に自転車と共存していくには、学校、家庭、地域、自治体、警察がそれぞれ連携することが必要です。

自転車レーンや観光資源の誕生

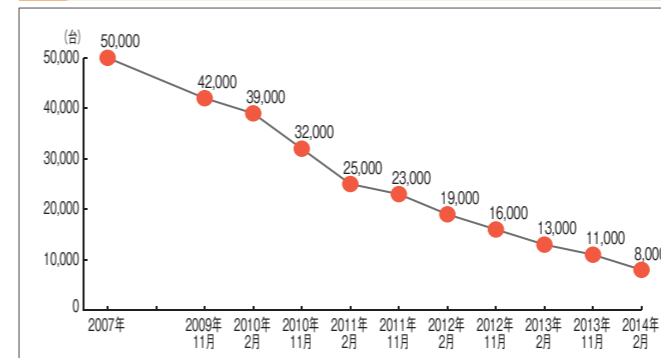
2013年9月、大阪市中央区の本町通り、御堂筋から堺筋まで約500mの車道に、市内で初めて自転車レーンが設置されました。歩道を歩行者と共有してきた自転車を、原則に基づいて車道に自転車の通行位置を確保したのです。レーンができたことで、車道左側を逆走する自転車は、平日は27%から14%へ、休日は22%から13%へ減りました。レーンを通行する自転車は、平日は43%から52%へ、休日は32%から44%へ増えました。自転車の安全性も歩道の安全性も、ともに向上したのです(大阪市調べ)。今後のレーンの延伸が期待されています。

今、各地でサイクルイベントが行われ、北海道、琵琶湖、淡路島、しまなみ街道などでは自転車に乗る観光が脚光を浴びています。大きな都市でも、1日に5、6時間、レンタサイクルで回るプランが観光政策の一つになっています。「自転車文化タウンづくりの会」は、上町台地をサイクリングで回ろうと5kmから10km程度のプランを提案し、マップをつくりました。観光ツーリズムに自転車を組み込むことで、大阪という街の魅力を生み出していく可能性も広がっていきます。

放置自転車を解消するには

大阪府が今年2月、駅周辺での放置自転車・原動機付き自転車数を調べました。昨年11月調査では約1万1000台でしたが、約8000台に減りました。2007年から比べれば6分の1になりましたが、まだ多くの自転車が放置されています(図3)。

図3 放置自転車等台数の推移



出典:大阪市建設局管理部自転車対策課(2014年2月)

大阪を走りながら自転車教育を実践「御堂筋サイクルピクニック」を実施

自転車文化タウンづくりの会、あおぞら財団事務局 藤江 徹さん

環境問題の一環として車を減らし、自転車を生かした文化に満ちるまちづくりを考えて行動していこうと2008年に「自転車文化タウンづくりの会」を設立、あおぞら財団に事務局をおいています。2011年から御堂筋とともに自転車で走る「御堂筋サイクルピクニック」をスタート。今年9月21日までに計7回を実施し、毎回500人ほどが参加、200人以上が走ります。

自転車は車両ですが、駐輪禁止の場所に止めておいても、「違反」として警察が撤去しているわけではありません。条例に基づいて「放置」されていると見なされ、自治体が自転車を回収します。

ところが、回収された自転車の半分ほどは引き取りがないと言います。大阪市の場合、放置自転車の保管期間は「撤去日から30日間」でしたが、2013年から20日に短縮されました。引き取りに来る人の95%は20日以内に来るからです。自転車は比較的安いので、回収された自転車を見捨てて新車を買う人が多いのでしょうか。逆にみると、自転車の放置は回収費、保管費、自転車の処分費の負担を自治体に向け、市民が税金の無駄遣いに加担していることに。この悪循環を立ち切るためにも、「歩ける距離なら歩く」「自転車を使うならきちんと駐輪場に止める」「自転車の処分は自分で責任をもつ」ことが大切です。

通勤に自転車を使っているが、勤務先に駐輪場がないので、結果的に歩道などに放置しているケースもあります。勤務先に近い市営か民営の駐輪場まで自転車に乗ってきて駐輪し、職場まで歩くという習慣が根付くと、街全体での放置自転車が減ります。商店街や自治会などが定期的に見回って放置自転車に注意しているのも効果を上げています。

安全・開発・条例が自転車の3本柱に

駅の近くや中心部には自転車放置禁止区域があり、その周辺には市営や民営の有料駐輪場が設置されています。1台1台を管理し、タイヤを置きやすい機械など工夫されています。市営駐輪場の利用料は大阪市の条例で上限1日150円と決まっています。買い物にきた人は一時利用を、通勤に使う人は定期利用をするのが向いています。

大阪市内で一定規模以上の建築物を新築・増築する際には、「自転車駐車場の附置等に関する条例」(附置義務条例)に基づき、一定の自転車駐輪場の附置が義務づけられています。しかし、すべての建築物に適用されていないため、まだまだ街の中に放置自転車が増える結果となります。オフィスビルでも駐輪場を組み込む、分譲マンションでも駐輪設備を増やすなどの工夫が重要です。

また、都市部の開発計画に「自転車交通」が組み込まれることがまだ少ないのも実情です。北区の「グランフロント大阪」の開発は、建物内に有料駐輪場を組み込んだ好例で、利用者の利便性が上がり、周囲に放置自転車は減り、美しい街並を維持しています。

自転車をめぐる課題はまだ解決途上ですが、自転車問題に総合的に取り組むためには「自転車交通の安全の教育と実践」「自転車利用計画」「自転車に関する駐輪・安全利用条例」の3本柱が必要、と吉田准教授は話します。

自転車文化タウンづくりの会の当面の目標は、「御堂筋を自転車1万人でアピール走行」「都心部に自転車レーン1万m」「サイクルシェアリング1万台」。いろいろなコースを設定し、1グループ10人で組み、先頭のリーダーが自転車の正確な走り方や曲がり方、ハンドサインの出し方など見本を見せます。車道を走ることも、グループで走ることも初めての人も多いのですが、自転車の正しい乗り方や扱い方を覚えるいい機会。自転車教育ができるリーダーの養成も急務です(談)。



本町通り自転車レーンを走行中

4回連載

「シニアライフを予習する」

第2回 シニアライフの資金計画

「60歳から80歳の20年間に使える自由時間は約10万時間。20歳から60歳までの40年間の労働時間とほぼ同じ」と話すのは、ファイナンシャル・プランナーの平井寛さん。寿命が延び、定年後の暮らしも長く続きます。現役時代より収入が減る中で、病気や介護の心配もあります。お金の面からも早めにシニアライフの予習を始めましょう。

(協力:平井寛氏 ファイナンシャル・プランナーCFP®)

4回連載「シニアライフを予習する」
第2回「シニアライフの資金計画」

- 1 「何をしたいか」がキャッシュフローの鍵
- 2 収入を得る術は50代から準備
- 3 住まいと暮らしのダウンサイジング
- 4 支出の質を見直す



●「何をしたいか」がキャッシュフローの鍵

定年後の収入は主に「年金」「貯蓄」「資産運用」の3つから成ります。受給できる年金の額は、現役時代の収入や年金の種類によって異なります。現在、厚生年金の毎月の受給額は平均14万8422円で、男子平均が16万9769円、女子が10万2308円と格差があり、国民年金だけの受給者はさらに大きく下がります(厚生労働省「平成24年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」より)。

公益財団法人生命保険文化センターが行った意識調査によると、夫婦2人で老後生活を送る上で必要と考える最低日常生活費は月額平均22.0万円、ゆとりある老後生活費は平均35.4万円。年金だけでは生活費が不足し、貯蓄を取り崩す人は少なくありません。ゆとりある老後なんてとても…と思うかもしれませんが、どんな暮らしをしたいか、何をゆとりと考えるかは人によって異なります。

「お金の算段よりまずは定年後の夢や希望を描き、家族と話し合い、心の準備から始めて」と平井さんは話します。定年後も働くのか、どこに暮らすのか、どんな暮らしを望むか、何を生きがいにしたいのか…。生きがいといっても「自己実現」「社会貢献」「生涯学習」など千差万別、夫婦でも異なるはず。夫婦で定年後へのスタンスが違うなら、調整するのに時間がかかります。

定年後のキャッシュフロー表には、まず実現したい夢や希望を描き、それに必要な費用を考え、現在の生活費を参考にしながら支出を見直し、なるべく早くから貯蓄を増やしていきましょう。

●収入を得る術は50代から準備

健康寿命は現在、「男性70.42歳、女性73.62歳」。定年が延長される中で健康と気力を維持していれば収入を得る道はあります。

会社で長く働く、現役時代のスキルを生かして転職や独立開業をする、子どもの手が離れたのを機に再就職やアルバイトを始める、趣味があるなら定年後にそれで収入を得られるまで腕を磨いておく…など50代から準備を始めていけば、将来の世帯収入を増やす方法につながります。不動産や金融資産の運用もその一つ。

また50代の頃は、親の介護や相続、財産の贈与や処分など複雑な課題も発生しがち。兄弟姉妹と話し合い、相続に強い専門家(税理士、ファイナンシャル・プランナー他)に相談をして早めに課題を整理しましょう。

●住まいと暮らしのダウンサイジング

今の家に住み続けるか、改築して住みやすくするか、利便性の高いところへ住み替えるか、社宅に住んでいる人は定年後どんな家に住むか、故郷に帰るか、海外に住むか、老人ホームなどに入るか…。どんな住宅を想定するかで必要なお金も変わります。

50代頃には定年が見通せるはずですが、教育費がピークを迎えている、住宅ローンの返済も続いている、役職定年等で収入が減ってくる…など、毎日の生活が大変なためにじっくり定年後を考える余裕がないかもしれません。せめて定年までに住宅ローンを完済する算段をつけ、次の住宅をどうするか考え始めましょう。

たいていの世帯で、子どもが高校・大学に行っている頃が住まいも家財も最大規模です。将来、夫婦2人や一人暮らしになった時には、それほど大きな家も家財も必要ではなくなります。最大規模の暮らしを小さくするのは難しいですが、子どもが独立する時や定年はチャンス。これからの暮らしに何が必要で何が不要か、無駄はないか、思い出に縛られていないか、子どもの不要な荷物を預かっていないかなどを検証し、少しずつ住まいと暮らしをダウンサイジングしていきましょう。

●支出の質を見直す

現役時代と定年後では、支出が変わりますが(表1)、食費や光熱費、住居費、生命保険料などは定年にかかわらず必要です。携帯電話やパソコンの普及、家電の増加で、通信費や光熱費はふくらみがちです。定年後は特に無駄遣いを省き、合理的に節約しましょう。子どもにかかるお金もいつまでも親が肩代わりせず、働けるようになったら子どもに負担してもらいます。子どもが独立したら死亡保障を減らすなど生命保険も見直します。節約できた分は貯蓄に回します。

若い時から子どもにも金銭教育をして、「親のシニアライフ」は家族のテーマの一つとして話し合うのもいいでしょう。お金の面では丸腰で定年を迎えないよう、知恵を尽くしていきましょう。

表1 定年で変わる支出

- 定年によって不要・減少する支出(例)
 - ・住宅ローン(完済後)
 - ・会社員としての交際費や食費
 - ・スーツやネクタイなど仕事着
 - ・子どもの教育・扶養費(独立後)
 - ・厚生年金保険料・雇用保険料
- 定年によって発生・増加する支出(例)
 - ・地域での活動費
 - ・趣味や生きがいのための費用
 - ・国民健康保険料
 - ・医療費や介護費の負担(病気や介護の時)

大阪 くらしの 今昔館

news

volume.53

平成26年10月

新世界のシンボルである通天閣。皆さんは登ったことがあるでしょうか?現在の通天閣は1956年(昭和31年)に建設された2代目です。100年余り親しまれてきた建物がこの度「免震改修工事」を実施すると報道発表がありました(通天閣「NEX210(ツーツン)」プロジェクト)。これに伴い、初代通天閣の天井に描かれていた天井画も復刻されることとなりました。さて、通天閣の天井画とはどのようなものだったのでしょうか。

初代通天閣が建設された当初の1912年(明治45年)、通天閣を中心に周囲には「ルナパーク」という遊園地が広がっていました。この開業当初の模型を大阪くらしの今昔館では常設展示しています。通天閣の塔脚部分は当時の資料によると、優美で壮大なアーチ型の構造の上に天井画も施され、訪れた人の目を驚かせていたそうです。

当館の模型では天井部は来館者から見



通天閣の天井(「大阪新名所新世界寫真帖」より)

えない角度にあります。先のニュースを受けて、どのように再現しているか確かめてみようという模型の中に入り、天井部分を撮影しました。そこにはたしかに植物・花と孔雀が描かれていましたが、当時の写真と比べると細密に再現したものではありません。通天閣を再現するにあたっては、「大阪新名所新世界寫真帖」に掲載されている写真等を参考にしました。写真から構造や図柄は概ねわかりませんが、色がどのようなものであったかの検証は難航しました(詳細は「大阪市立住まいのミュージアム研究紀要第一号」をご覧ください)。

天井画の写真には花と植物、孔雀などが

優美に描かれ、その間に「クラブ洗粉」「クラブ化粧水」「クラブ歯磨」「クラブ白粉」の文字が放射線状に配置されており、化粧品メーカー「中山太陽堂(現在のクラブコスメチックス)」の広告であることがわかります。

クラブコスメチックスは大阪を代表する化粧品会社のひとつであり、年1回、所蔵資料をお披露目する企画展を開催されています。当館では平成26年7月～8月の企画展「浪漫図案—明治・大正・昭和の商業デザイン—」の開催にあたって、文化資料室から当時の商品広告ポスターや化粧品パッケージを21点を借用して展示し、好評を博しました。今回の通天閣の天井画も同社が復刻し、寄贈する計画を発表されています。約18m四方の絢爛な天井画の復刻が加わるのを楽しみに待ちたいと思います。そして通天閣とルナパークの当初の様子をご覧になりたい時は、大阪くらしの今昔館へどうぞお越しください。

(大阪くらしの今昔館 学芸員 服部 麻衣)



通天閣とルナパークの模型(当館常設展示室)



当館模型の天井画

よみがえる通天閣の天井画

重要文化財 「中井家関係資料」絵図・指図の 修理と収納

修理の概要

平成23年7月に重要文化財の指定を受けた「中井家関係資料」(5195点)は、現在、大阪くらしの今昔館に寄託され、収蔵庫で厳重に保管されています。同資料の中核を占める絵図・指図は、江戸時代に制作されたもので、中には400年近く経つものもあり、劣化が進行しています。そこで、平成25年度から27年度の3カ年をかけて、国庫補助事業による保存修理を行うことになりました。同資料は、絵図・指図だけで649点ありますが、その中から緊急性の高い、39鋪5枚1帖、3組2巻2幅を選び、順次、保存修理を予定しています。平成25年度は、住友財団の助成も受け、絵図・指図7鋪1帖、卷子装2巻の修理を実施しました。

一般に、文化財の修理においては、「現状維持」を原則とし、可能な限り過剰な処置を行わず、オリジナルの保存に努めています。また使用する材料については、原材料・製造工程が明らかなものを用い、将来の再修理の際には分離・除去が可能な材料・工程を踏んでいます。中井家関係資料の修理は、この原則に基づいて、文化庁美術学芸課(歴史資料部門)の指導監督の下で、資料管理者である大阪くらしの今昔館とも協議を行い、選定保存技術保存団体である国宝修理装こう師連盟所属の坂田墨珠堂(滋賀県大津市小野)が修理を実施しました。

修理の経過

修理対象資料は、平成25年5月31日に今昔館の収蔵庫から坂田墨珠堂に移され、修理作業が始まりました。8月14日に所有者の中井正知氏、監督官庁から文化庁主任調査官の岡部幹彦氏と調査官の地主智彦氏、管理者から今昔館館長の谷直樹が坂田墨珠堂に出向き、資料調査と修理方針の協議を行いました。その後、紙の素材や添加物の有無、彩色の状態、損傷の状態などを調査して、微塵や虫糞などを除去し、さらに剥落止めを施して水溶性の汚れを取り除きました。併行して本紙の繊維組成試験によって繊維種を同定し、補修紙を作製しました。今回の資料は、楮紙、雁皮紙、間似合紙など、多様な紙が用いられたことが判明しました。

修理の工程は、欠失部の補てん、継ぎ箇所の点検と糊挿し、裏打、乾燥(フラットニング)などを順次行いました。まず、本紙の欠失部に合わせて補修紙を整形し、小麦澱粉糊を用いて補てんします。大きな絵図では、糊が剥がれたものや図様がずれたものがあったので、ずれを直して小麦澱粉糊で再接着しました。絵図・指図などは裏打がない場合が多いのですが、



絵具の剥落止め



裏打



料紙の継直し

文化庁との協議が必要と判断されたものは、楮紙による裏打を施しました。裏打を施した本紙については湿りを与えて全体を伸ばした後、周囲のみを糊で固定して乾燥させました。裏打のない本紙は湿りを与えて伸ばした後、吸水紙ではさんで全体に均一の荷重をかけ、乾燥させました。こうすることで乾燥と同時に本紙全体を平らにすることができます。

2月28日に文化庁と今昔館による最終の現地見分があり、仕上げと収納の方針を確認しました。中井家関係資料の絵図・指図類は、数mを超える大きなものでも、30cm四方程度に細かく折りたたまれて保存されてきました。このため、折れ山、とくに縦と横の折れが交差する箇所に損傷が発生しがちなので、伝来の形態や収納場所、取り扱いの危険性などを踏まえて折りたたみを決定しました。今回は、本紙への負担を減らすためにできる限り折りの回数を減らす方針とし、最大で畳1枚程の寸法としました。収納については、折りたたみの寸法が著しく大きくなることから、新たな収納容器を作製することになり、保存性や取扱いの容易さを考慮して、資料保存用の中性紙ボードを用いた保存容器を作製しました。これに対応して、今昔館では収蔵庫の中に保存用の棚を新たに造り付け、3月25日に修理資料の返却を受け、無事、収蔵棚に収納することができました。

平成25年度修理の特徴

1 「二条御二之丸」〈貼絵図(白描)〉

今回の修理では最大の絵図です。台紙に、二条城二之丸御殿の図が貼紙で示されています。虫損の補てん、貼紙の糊離れ箇所への糊挿しを行いました。

2 「江戸御天守(一)」〈書絵図(白描)〉 「江戸御天守(二)」〈書絵図(白描)〉

この絵図は、製作時に塗布されたドーサ(にじみ止め)によって本紙料紙が酸化劣化したと見られ、本紙が硬化し脆くなっていました。本紙のみでは現状の形を維持するのは困難であると判断し、楮紙による裏打を施しました。

3 「洛東清水寺惣絵図」〈書絵図(彩色)〉

楮紙を貼りついだ大画面に、清水寺の境内が鮮やかな彩色で描かれています。表紙と裏表紙が付けられ、小さく折りたたまれていたことから、絵具層に剥離・剥落が見られました。そこで、膠水溶液を塗布することで、絵具の接着力を回復させました。また、厚く硬い旧裏打紙を、薄くしなやかな楮紙に打ち替えることで、折りたたみの負担を軽減させました。

4 「知恩院絵図」〈書絵図(彩色)〉

間似合紙(土入りの雁皮紙)を貼りついだ大画面に、知恩院

の境内が彩色を用いて描かれています。他の処置概要は「洛東清水寺惣絵図」と同様にしました。

5 「方広寺大仏殿諸建物并三十三間堂 建地割図」〈卷子装〉

薄い雁皮紙を貼りついだ本紙に、厚手の楮紙が1層裏打されていました。厚く硬い裏打紙が、巻き癖や折れの原因となっていたため、薄くしなやかな楮紙である美濃紙、美柄紙、胡粉入り美濃紙の3種の裏打紙を用いて裏打を施しました。

6 「寛文九己酉年御修造北野天満天神御社 立地割并社堂間数目録共」〈卷子装〉

厚手の雁皮紙を貼りついであり、虫損・折れ・亀裂が見られました。虫損部分には雁皮・楮の混合紙を補てんし、折れや亀裂部分には細く切った楮紙を裏面から貼り付け、補強しました。

■ 絵具剥落



修理前



修理後

■ 皺



修理前



修理後

今年、平成26年は、大坂冬の陣400年に当たります。重要文化財「中井家関係資料」には、大坂冬の陣に関わる多数の資料が含まれています。そこで、11月23日から12月21日まで、特別展「大工棟梁 中井大和守がみた大坂の陣一方広寺鐘銘事件から大坂落城まで一」を開催します。今回修理した方広寺大仏殿の建地割図などを公開します。また、来春は大坂夏の陣400年に当たるので、4月から5月にかけて特別展「天下人の城一城大工・中井大和守の仕事一」(仮称)を予定しています。ここでは修理後の江戸城や二条城の絵図を公開します。2つの特別展にご期待ください。

(坂田墨珠堂修復部課長 堀田 圭吾)
(大阪くらしの今昔館館長 谷 直樹)

あんじゅ Message Board メッセージボード

このページでは、「あんじゅ」や「住まい情報センター」に対するご意見や応援メッセージ、センターの活動やお知らせなど、さまざまな情報をお届けします。「あんじゅ」「住まい情報センター」へのご意見・ご要望、今後とりあげてほしいテーマ、開催してほしいイベントなどを、どしどしお寄せください。

住まい・まちづくり・ネットワークからのお知らせ

「タイアップ事業」平成26年度 第2回募集の実施団体が決定しました!

テーマ	団体名	事業タイトル名
住まいの安全・安心・防災	暮らし方・住まい方整理ラボ ライフオーガナイザー関西	あなたの身を守る片づけ方／キッチン編
住まいと暮らし	(一社)大阪府宅建物取引業協会 (公社)全国宅建物取引業保証協会大阪本部	多い空家 住んでいない「家」を売るための準備と注意点
	NPO法人 日本ホームインスペクターズ協会近畿支部	「知って得する!自分のできる家のメンテナンス」 ～メンテナンス次第で資産価値に大きく差が出る時代が目の前に～
	NPO法人 住宅長期保証支援センター	シロアリ、ダニ等の害虫、ネズミ等の小動物の被害対策
高齢期の住まいと暮らし	(一社)大阪府不動産コンサルティング協会	自宅を相続させる前にやっておくべきこと
	NIS 第3の人生	おひとりさま(いづれおひとりさま)幸齢学セミナー マネープランから考える、老後の住まいの選び方
親子で参加できるイベント	(公社)日本インテリアデザイナー協会 西日本エリア	第3回 キッズデザイン:親子でつくる“わたしのへや”

平成27年度 タイアップ事業 第1回企画提案を募集します!

平成27年4月から平成28年2月末までに開催する企画を募集します。詳細については、「住まい・まちづくり・ネット」をご覧ください。
→ <http://www.sumai-machi-net.com/tieup-info>

「タイアップ事業」は住まい情報センターとNPO等住まい・まちづくり関連団体とが、協働で実施するセミナーやイベントを通じて、市民のみならず住環境の質の向上、住むまち大阪の魅力向上のために実施する事業です。開催の様子はホームページでご案内します。



住まいのライブラリーからのお知らせ

住まいのライブラリー リサイクルブックフェア! 開催します

約500冊をリサイクル図書として市民のみならず無料でお譲りします。右記の期間実施しますので、みなさまのご来館をお待ちしています。

- 日 時: ①11月3日(月・祝) 13:00～16:30
②11月5日(水)～11月10日(月)
平日・土曜日 9:00～19:00、日曜日・祝日 10:00～17:00
- 場 所: ①大阪市立住まい情報センター 3階ホール前(ブックサロン「江戸時代後期の大阪」と同時開催)
②大阪市立住まい情報センター 4階住情報プラザフロア内
- 申 込: 不要(先着順)
※11月3日は混雑が予想されますので、10:00から4階住情報プラザ受付にて整理券をお配りします(お一人様1枚)
- 持ち帰り可能な冊数: お一人様5冊まで(一部雑誌は2冊まで)

住まい情報センターからのご案内

タイアップまつり 「高齢期の住まいと暮らし」 パネル展を開催!

10月25日(土)開催のタイアップまつりの同時企画で、住生活月間の10月、パネル展を開催します! 高齢者の住まいと暮らしに関する様々な事例や情報をパネルでご紹介します。この機会にどうぞご来館ください。

- 期 間: 10月1日(水)～10月31日(金)
- 場 所: 住まい情報センター4階住情報プラザ

あんじゅ60号発行記念! 5名様に読者プレゼントをさしあげます

「住まい・まちづくり・ネット」のインターネットフォームから、住まいのガイドブックあんじゅへのご意見・ご感想をお寄せください(FAXや郵送でも可)。ご応募いただいた方のなかから、抽選で5名様に、読者プレゼントをさしあげます。

- プレゼント例: 今昔館オリジナルグッズ
(一筆箋、クリアファイル、ポストカードなどいずれか1点)
- 応募・お問い合わせ先: 〒530-0041 大阪市北区天神橋6-4-20
大阪市住まい情報センター4階 住情報プラザ「あんじゅ編集担当」係
TEL: 06-6242-1160 FAX: 06-6354-8601
<https://www.sumai-machi-net.com/event/portal/event/31599>
- 応募締切: 12月28日(日)まで ※プレゼントの当選は発送をもってかえさせていただきます。



▲携帯電話からも応募できます

住まいのQ&A

Q 「低炭素建築物」って何ですか?

A 二酸化炭素の排出を抑制させた建築物です



地球環境保全につながるよう、所管行政庁の都道府県や市区が認定した、二酸化炭素の排出を抑える一定の仕組みをもった建築物を低炭素建築物といいます。認定されると、ローン減税の最大減税額が引き上げられたり、登録免許税率が引き下げられたり、住宅ローン「フラット35 S」で一定期間、借り入れ金利が引き下げられるなど、税制や融資などで優遇措置が受けられます。

低炭素建築物に認定されるには、必須項目(「外皮の熱性能」「一次エネルギー消費量」などの定量的評価項目)と、選択的項目を満たす必要があります。選択的項目では、「節水に資する機器の

設置」,「雨水・井戸水または雑排水の利用のための設備の設置」,「一定のヒートアイランド対策を講じる」など8項目から2つ以上に該当することが求められます。

平成24年12月、「都市の低炭素化の促進に関する法律」(エコまち法)が施行されたのを機に、人口が集中し、建築物や自動車からの二酸化炭素を排出する都市では、都市機能を集約したり、公共交通期間の利用を促したり、緑・エネルギーの面的管理・利用を促進するなど、低炭素なまちづくり計画がすすめられています。その一環として「建築物の低炭素化」も今後の進展が期待されています。低炭素建築物認定の申請窓口は、住宅性能評価・表示協会のホームページ内の認定検索システムで住宅の建設地を入力すると、所管行政庁名や活用可能な事前調査機関名が調べられます。
<http://www.hyoukakyokai.or.jp/teitanso/gyosei.php>

(今回は「高齢期に住宅ローンを使う時の注意点は?」)

大阪市からのお知らせ

住まいの耐震診断・耐震改修を応援します! ～耐震改修工事費の補助額を増額中～

南海トラフ沿いで発生する大規模な地震について、30年以内の発生確率が60～80%とされています。

地震による住宅の倒壊から自分や家族の命を守るためには、耐震診断を行うとともに、必要に応じて壁や筋交いを増やしたり、金物で柱や梁を固定する等の耐震改修を行うことが大切です。大阪市では、一定の要件を満たす戸建住宅等の耐震診断・耐震改修を行う場合、その費用の一部を補助する「大阪市耐震診断・耐震改修補助事業」を実施しています。

本年6月からは、耐震改修工事費の補助額を、従来の限度額100万円(一戸あたり)に最大20万円を上乗せしています。前年度までに耐震診断の補助制度を利用された方も、耐震改修工事への補助制度が利用可能です。

■ 詳しくは、ホームページをご覧ください(12ページ「住まいのガイド」もご参照ください)
<http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000256544.html>

■ お問い合わせ先
大阪市都市整備局 耐震・密集市街地整備 受付窓口
TEL: 06-6882-7053 FAX: 06-6882-0877

「防災力強化マンション」として認定しました!

大阪市では、新たに次のマンションを「防災力強化マンション」として計画認定しました。平成26年7月末時点で40件・4,262戸を認定しています。

名称	建設地	竣工予定
ブランズ沢之町公園	住吉区 南住吉三丁目	H27.3
ブランシエラ千林大宮	旭区 大宮四丁目	H27.4
(仮称)プレサンスロジェ都島中通 新築工事	都島区 都島中通二丁目	H27.6
(仮称)BRANZ城東中央 新築工事	城東区 中央二丁目	H27.9
ブランズシティあべの王子町	阿倍野区 王子町四丁目	H27.9

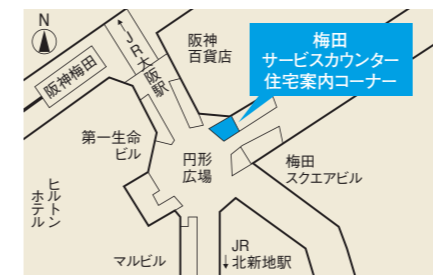
※詳細は、ホームページからご覧いただけます。「防災力強化マンション」で検索してください。

■ お問い合わせ先
大阪市都市整備局 防災・耐震化計画グループ
TEL: 06-6208-9649

市内3カ所にある大阪市サービスカウンターで広報誌「あんじゅ」をはじめ、住宅関連パンフレットの配布等を行っています。

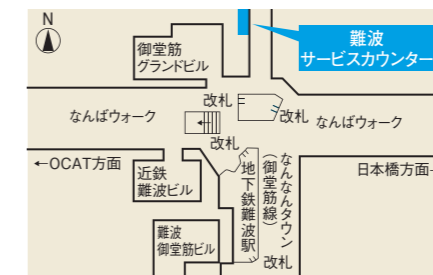
サービスカウンターの営業時間: 平日/9時～19時 土・日・祝日/10時～19時 ※臨時休業する場合があります。

■ ディアモール大阪B1F



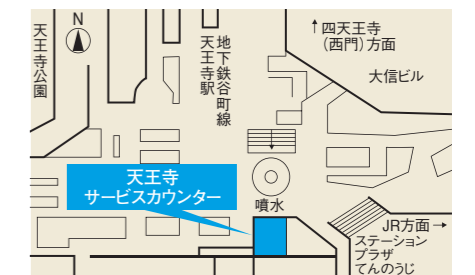
TEL: 06-6345-1103 FAX: 06-6345-0873

■ 地下鉄難波駅構内B1F



TEL: 06-6211-0874 FAX: 06-6211-0869

■ あべちかB1F



TEL: 06-6773-0874 FAX: 06-6773-6600